		日	号外	ページ
三八一	戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件	二	一	一
三八二	戸籍が滅失した件	二	一	一
三八三	除籍の一部が滅失した件	三	一	一
三八四	〃	四	三	一
三八五	難民認定証明書が効力を失った件	四	三	一
三八六	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件	四	三	一
三八七	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件	四	三	一
三八八	除籍の一部が滅失した件	七	三	二
三八九	原戸籍の一部が滅失した件	七	四	二
三九〇	電子認証登記所登記官の電子証明書のハッシュ値を告示する件	七	四	二
三九一	日本国に帰化を許可する件	八	四	二
三九二	戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件	九	四	二
三九三	日本国に帰化を許可する件	九	四	二
三九四	原戸籍の一部が滅失した件	一〇	四	二
三九五	日本国に帰化を許可する件	一〇	四	二
三九六	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件	一一	四	二
三九七	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号イに掲げる活動の項の下欄第十一号ただし書の規定に基づき、同号本文を適用しない技能実習を定める件	一一	四	二
三九八	除籍が滅失した件	一五	四	二
三九九	戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件	一六	四	二
四〇〇	日本国に帰化を許可する件	一六	四	二
四〇一	除籍の一部が滅失した件	一七	四	二
四〇二―四〇五	外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件	一七	四	二
四〇六	日本国に帰化を許可する件	一七	四	二
四〇七	除籍の一部が滅失した件	一八	四	二
四〇八	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	二二	四	二
四〇九	戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件	二三	一	一
四一〇	日本国に帰化を許可する件	二三	一	一
四一一	〃	二四	一	一
四一二	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	二四	二	二
四一三	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	二四	三	二
四一四	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件	二八	六	二
四一五	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	二八	六	二
四一六	日本国に帰化を許可する件	三〇	六	二
四一七	〃	三一	六	二